

忠岡町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

令和 7 年 4 月 1 日策定

1. 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために策定する。

2. 適用範囲

この方針は、町の全部局が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達に適用する。

3. 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等
 - ア 障害者支援施設
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う事業に限る。）
- (2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所等
 - ア 特例子会社
 - イ 重度障害者多数雇用事業所
- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく在宅就業障害者等
 - ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
 - イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4. 調達の目標

施設等からの物品等の調達については、調達実績額が前年度実績を上回るよう、各部局において鋭意検討のうえ着実な推進を図るものとする。

5. 調達の実施

施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき、原則として、随意契約により契約を締結するものとする。

6. 調達実績の集計、公表

本方針による調達実績については、毎会計年度終了後に取りまとめ、町ホームページ等において公表するものとする。

7. 障害者就労施設等との連絡窓口

本方針の連絡窓口は、健康福祉部福祉課とする。

8. その他

本方針をもって障害者優先調達推進法第2条第1項に規定する施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針とし、毎会計年度において適用し必要に応じて見直しを行うものとする。